

熊本市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例  
の一部改正について

熊本市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部  
を改正する条例

熊本市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年条例第 98 号）の一部を次のように改正する。

目次及び第 1 章の章名を削る。

第 2 条及び第 3 条を次のように改める。

（定義）

第 2 条 この条例において使用する用語は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 174 号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。

（障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準）

第 3 条 次条から第 6 条までに定めるもののほか、法第 80 条第 1 項の規定により条例で定める障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準は、省令に定める基準（省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。

2 前項の場合において、省令第 69 条中「都道府県」とあるのは「市」と、省令第 87 条第 4 項中「都道府県」とあるのは「市及び熊本県」と読み替えるものとする。

第2章の章名を削り、第4条を次のように改める。

(評価結果の公表及び外部評価の活用)

第4条 療養介護事業者は、省令第16条第3項に規定する評価の結果を公表しなければならない。

2 療養介護事業者は、前項の評価の実施に当たっては、外部の者による評価を活用するよう努めなければならない。

第5条から第27条までを削る。

第28条の見出しを「(身体拘束等の実施に係る連絡義務)」に改め、同条第1項及び第2項を削り、同条第3項を同条とし、同条を第5条とし、同条の次に次の1条を加える。

(準用)

第6条 前2条の規定は、次に掲げる事業について準用する。

- (1) 生活介護の事業
- (2) 自立訓練（機能訓練）の事業
- (3) 自立訓練（生活訓練）の事業
- (4) 就労移行支援の事業
- (5) 就労継続支援A型の事業
- (6) 就労継続支援B型の事業

第29条から第32条まで及び第3章から第9章までを削る。

附則第2条から第4条までを削り、附則第1条の見出し及び条名を削る。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(提出理由)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第10号）の施行による障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号）の一部改正に伴い、障害福祉サービ

ス事業の設備及び運営に関する基準を見直すため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。